

邑楽町告示第29号

令和6年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月28日

邑楽町長 橋本光規

1. 期 日 令和6年3月5日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1 番	山 本 裕 子 議員	2 番	三ツ村 由 紀 議員
3 番	武 井 清 二 議員	4 番	新 村 貴 紀 議員
5 番	神 山 均 議員	6 番	蟹 和 孝 一 議員
7 番	佐 藤 富 代 議員	8 番	小久保 隆 光 議員
9 番	黒 田 重 利 議員	10 番	瀬 山 登 議員
11 番	松 島 茂 喜 議員	12 番	塩 井 早 苗 議員
13 番	原 義 裕 議員	14 番	松 村 潤 議員

○不応招議員（なし）

令和6年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第7号)
- 第 9 議案第 1号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について
- 第10 議案第 2号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 3号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 4号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 5号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 6号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 7号 邑楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 8号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 9号 邑楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第10号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第11号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第12号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 第21 議案第13号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）

- 第 2 2 議案第 1 4 号 令和 5 年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 3 議案第 1 5 号 令和 5 年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 4 議案第 1 6 号 令和 5 年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 1 7 号 令和 5 年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 6 議案第 1 8 号 令和 6 年度邑楽町一般会計予算
- 第 2 7 議案第 1 9 号 令和 6 年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 0 号 令和 6 年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 1 号 令和 6 年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 2 号 令和 6 年度邑楽町公共下水道事業会計予算

○出席議員（１４名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	1 0 番	瀬 山 登	議員
1 1 番	松 島 茂 喜	議員	1 2 番	塩 井 早 苗	議員
1 3 番	原 義 裕	議員	1 4 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
半 田 康 幸	副 町 長
藤 江 利 久	教 育 長
松 崎 嘉 雄	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
久 保 田 裕	健康づくり課長
中 繁 正 浩	子ども支援課長
吉 田 享 史	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
金 井 孝 浩	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
築 比 地 昭	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
田 中 敏 明	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○黒田重利議長 ただいまから令和6年第1回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○黒田重利議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました、国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書につきましては、内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○黒田重利議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において松島茂喜議員、塩井早苗議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○黒田重利議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 選挙管理委員及び補充員の選挙

○黒田重利議長 日程第3、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選に

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員に、邑楽町大字狸塚、栗原實氏、邑楽町大字石打甲、山口和己氏、邑楽町大字赤堀、板橋俊春氏、邑楽町大字中野、高橋敏子氏、以上の4名を指名します。

また、選挙管理委員補充員として、第1順位、邑楽町大字篠塚、小川兼彦氏、第2順位、邑楽町大字藤川、寺崎利治氏、第3順位、邑楽町大字鶉、森戸久子氏、第4順位、邑楽町大字鶉新田、春日昇氏、以上の順序により4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました栗原實氏、山口和己氏、板橋俊春氏、高橋敏子氏、以上の方が選挙管理委員に当選され、第1順位、小川兼彦氏、第2順位、寺崎利治氏、第3順位、森戸久子氏、第4順位、春日昇氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○黒田重利議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名のうち、猿橋八重子の任期が令和6年6月30日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第5、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の副町長である半田康幸氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了となりますので、次期副町長として邑楽町大川藤川在住の関口春彦氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第6、同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員長である藤江利久氏が、令和6年3月31日をもって退任されますので、次期教育長として邑楽町大字篠塚在住の小林淳一氏を任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります呂楽町大字中野在住の谷津洋子氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度呂楽町一般会計補正予算 第7号）

○黒田重利議長 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度呂楽町一般会計補正予算 第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、個人住民税均等割のみ課税世帯の給付及び子ども加算の給付を行う物価高騰対応給付金事業を実施するための経費が必要になりましたので既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億796万円を追加し、予算の総額を107億7,262万4,000円とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、1月31日付で専決処分いたしました次第であります。

歳入については、国庫支出金1億796万円の増額であり、歳出については民生費1億796万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第1号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について

○黒田重利議長 日程第9、議案第1号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第1号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が新たに加入すること、また負担金の算出方法を改正することに伴い、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用に関する条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第10、議案第2号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第2号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号の利用範囲に福祉医療費の支給に関する事務を加えるため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 呂楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第11、議案第3号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第3号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新たにおうらブランド認証制度を設けることに伴い、その審査を行うおうらブランド認証審査委員に対し、報酬日額7,600円を支給することといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

○黒田重利議長 日程第12、議案第4号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第4号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、現在の子ども医療の状況や制度の合理性を踏まえて、支給対象者の規定の整理を行うため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第13、議案第5号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第5号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、第9期呂楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料について、所得段階を見直すともに、基準乗率を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、保険料率につきましてちょっとお伺いをいたします。

令和6年度からの第9期案におけます介護保険料設定額でございますが、先ほど町長も触れていましたが、所得段階をこれまでの9段階から13段階へ、そして基準額となる標準月額据え置き、一部の所得段階では引下げ、所得の多い階層は引上げとなっておりますが、第9期案における介護保険料のトータルでは、令和5年までの第8期を1とした場合の比率というのはどの程度でしょうか。

○黒田重利議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 所管ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

第9期介護保険事業計画における保険料の合計見込額でございますが、16億7,613万円となっております。第8期の見込額が16億6,891万円となっておりますので、議員お尋ねの比率ということでございますと、第8期を1といたしますと1.004、0.4%の増となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、標準月額算出に当たりまして、第８期、第９期案でも介護保険基金を取り崩しております。そして、標準月額等を下げているわけですが、今回も、第９期においても第８期のようにさらに基金を取り崩して標準月額を下げるというような検討はされなかったのでしょうか。

○黒田重利議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 検討したかしかかったということでございますと、検討いたしました。第９期におきましても一定の基金を取り崩しまして現状維持、保険料だけでいいますと、先ほど1,004という話をいたしましたので、単純に保険料だけで賄うとすると値上げが必要な状況でございますが、基金を取り崩すことによって現状維持を果たしたということでございます。

これは、議員ご指摘のとおり、さらに基金を取り崩すことによって当面の保険料を下げるということはできるわけですが、今後中長期的な展望を考えたときに、今大幅に下げてしまって基金の残高を減らしてしまいますと、次の計画のときに逆に大幅な増額ということが発生するおそれがあります。そういった点で、この制度の長期的な安定、それから主に低所得者の皆さんが急激な保険料のアップにならないような配慮をしたいということで、今回のような結果になったということでご理解いただければと思います。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 それでは、関連してしまうのですが、策定懇談会等の委員からは標準月額等の引下げだとか引上げだとかというようなご意見はありましたか。

○黒田重利議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 策定委員会の中では、委員のほうからそれに関する質問というのはございませんでした。

○黒田重利議長 神山均議員。まとめてください。

○５番 神山 均議員 それでは、介護保険サービスの利用者負担の割合についても判定基準により１割から３割負担があるように、制度自体というのが複雑化しております。役場に行って相談してみようかという方もいらっしゃると思うのですが、これからも相談者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第14、議案第6号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第6号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す
る省令が、令和6年1月25日に公布されたことに伴い、本条例について指定居宅介護支援の具体的
取扱い方針等、所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第6号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○黒田重利議長 起立多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第15、議案第7号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第7号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に交付されたことに伴い、本条例について指定介護予防支援の具体的な取扱い方針等、所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○黒田重利議長 起立多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第16、議案第8号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第8号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に公布されたことに伴い、本条例について指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとする各種指定地域密着型サービスの具体的取扱い方針等、所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 では、新旧対照表の13ページを見ていただきたいのです。

指定認知症対応型通所介護の場合においても、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行ってはならないとまずうたっていますが、その後に記録、やむを得ない場合、緊急性がある、その拘束の容体、または時間、その他の利用者の心身の状態等を記録すればいいというふうに、これは読み取れてしまうのです。ほかの、今までにもこれはあった文面だったです。ほかの今までの介護保険の施設、通所または入所、どの施設においても身体拘束は行ってはならない、またはそれは書いてあれば、記録に残っていればその限りにあらないというような文面でありましたが、それでも日本中でいろいろな虐待や身体拘束のひどいものが見られています。ですので、私はこの条例を制定すれば、こういうものが防げるというふうに思わないのです。

なぜこのところに、私たちはもっと審議をして、これは国がつくったものですから、私たちは条例としてこれを上げなければならないという前回の説明、担当課長のほうからも、町長からもそ

ういう説明をいただきましたので、私たちにはなすすべがない。これは、国の厚生労働省のお達しですから、あなたたちの町も、どこの町も、全国統一でこれをつくっておいてくださいというふうに思います。そのことについてお尋ねします。もう一回、これを審議してからの条例作成でもいいのではないかと私は思うのですが、町長のお考えをお願いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

○橋本光規町長 塩井議員のご指摘の内容でございますけれども、この条例の制定によって、記録をすれば身体拘束が可能になるという懸念があるのかと思います。

ただ、全員協議会のときにもご説明申し上げましたけれども、基本的に今回の条例改正の主としているところは、今まで条例によって明文化されていなかった身体拘束の禁止ということを、改めてここで明文化するということが主たる目的となっております。そのため、今議員ご提案のとおり、取り下げた上で再度審議の場を設けてはいかがかという部分につきましては、大変申し訳ありませんけれども、そういった考えは持ち合わせてございませんので、今回ここでご審議をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 では、そういうことで分かりました。

○黒田重利議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○黒田重利議長 起立多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第17、議案第9号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第9号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、本条例について指定介護予防認知症対応型通所介護等における具体的取扱い方針等、所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○黒田重利議長 起立多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第18、議案第10号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第10号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町内中小企業の振興を図る目的で実施している振興資金の融資について、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が、令和5年6月16日に公布され、令和6年3月15日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、無担保保険等における経営者保証に対する規定の整備及び、既にこの制度によって融資を受け、返済の途上にある事業者に対する借換え特例の新設等であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号 呂楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第19、議案第11号 呂楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第11号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県と市町村で提携して実施している小口資金の融資について、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われ、令和6年4月1日から施行されることに伴い、借換えの暫定措置を延長するため本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

○黒田重利議長 日程第20、議案第12号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第12号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、提案理由の説明を申し上げます。

第9期邑楽町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者施策に関する

る基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策の全般を定めるものであります。
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護サービス量の見込みや地域支援事業の量の見込み等を明らかにして、介護保険料基準額の算出を行い、介護保険料の設定をするものであり、両計画は一体のものとして作成されなければならないと定められています。この計画の策定に当たりまして、邑楽町議会基本条例第14条に基づき、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、質問させていただきます。

この計画策定に当たりまして、厚生労働省からの基本指針で示された主な項目のほかに重きを置いたものはありますか。

○黒田重利議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 厚生労働省からの基本指針以外に重きを置いたことというご質問でございますが、重きを置いたという表現にふさわしいかどうか分かりませんが、邑楽町独自のこの計画に盛り込んだ内容といたしましては、介護事業者の負担を減らすために紙の書類ではなくて、電子申請や様々な届出についても、こういったデジタルデバイスを活用した形で負担を軽減するというようなことを重点に置いております。

また、高齢者の皆さんの孤立を防ぐために、そういったデジタルデバイドの解消といいますか、様々な方とつながる手段として、そういったデジタル機器の活用が十分にできるように、介護保険制度全体として高齢者の皆さんへのそういったデジタルデバイスへの親しみを増やしたり、使い方についての周知を図ったり、そしてそのことによってほかの方々や事業者や、そして町との連携が強化されるような、そういった方向での計画を含めて計上したというようなことでございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

この計画につきましては、3年に1度の見直しで、事務方というのは大変な事務作業になっているのだというふうに思います。委員の声も参考に、引き続きよりよい事業計画の策定をお願いできればと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時06分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時19分 再開〕

◎日程第21 議案第13号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）

○黒田重利議長 日程第21、議案第13号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第13号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,671万7,000円を追加し、予算の総額を113億1,934万1,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税4億2,667万1,000円、地方交付税6,641万1,000円、分担金及び負担金395万3,000円、国庫支出金6,204万4,000円及び寄附金4,090万1,000円等の増額と配当割交付金300万円、地方消費税交付金3,000万円、県支出金1,215万8,000円及び町債650万円等の減額であります。

歳出の主なものは、総務費5億7,955万1,000円及び教育費9,108万2,000円の増額と、議会費471万円、民生費2,722万5,000円、衛生費3,753万1,000円、農林水産業費2,632万1,000円、商工費1,904万8,000円、土木費730万3,000円及び消防費177万8,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 令和5年度呂宋町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第14号 令和5年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

○黒田重利議長 日程第22、議案第14号 令和5年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第14号 令和5年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万2,000円を減額し、予算の総額を29億3,601万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、県支出金及び諸収入を増額し、国民健康保険税、国庫支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、保健事業費及び基金積立金を増額し、総務費、保険給付費及び諸支出金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第15号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○黒田重利議長 日程第23、議案第15号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第15号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万5,000円を減額し、予算の総額を4億266万円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入を増額し、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、諸支出金を増額し、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第16号 令和5年度呂宋町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○黒田重利議長 日程第24、議案第16号 令和5年度呂宋町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第16号 令和5年度呂宋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万2,000円を減額し、予算の総額を23億1,901万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金及び諸収入を増額し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、積立金及び諸支出金を増額し、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 令和5年度呂宋町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第17号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○黒田重利議長 日程第25、議案第17号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第17号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万5,000円を追加し、予算の総額を4億4,419万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び諸収入を増額し、使用料及び手数料及び町債を減額するものであります。

歳出については、下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時35分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 零時 5 9 分 再開〕

◎日程第 2 6 議案第 1 8 号 令和 6 年度 邑楽町 一般会計 予算

）

日程第 3 0 議案第 2 2 号 令和 6 年度 邑楽町 公共下水道事業 会計 予算

○黒田重利議長 日程第26、議案第18号 令和 6 年度 邑楽町 一般会計 予算から日程第30、議案第22号 令和 6 年度 邑楽町 公共下水道事業 会計 予算までを一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 ただいま一括上程されました令和 6 年度 邑楽町 一般会計 予算をはじめ、各特別会計 予算の上程に当たり、その大綱につきましてご説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。

まず初めに本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震につきまして、改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。いまだ避難生活を強いられている方も多く、一日も早く以前の日常が取り戻せるよう、お祈りいたします。

町の対応についてですが、群馬県をはじめとした各関係機関との連携により、石川県かほく市への支援といたしまして、被災地の住家被害認定調査のため、職員 2 名を 1 月下旬に派遣しました。また、石川県内灘町へ災害用トイレ、七尾市へ水の緊急搬送を実施し、そのほか日本赤十字社を通じて義援金の受付も行っております。今後も、緊急的な支援から長期的な復旧、復興に向けた、それぞれの局面に合わせ、町としての支援を継続してまいります。

令和 6 年度 予算の概要につきましてご説明申し上げます。

令和 6 年 1 月 26 日に閣議決定された「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、「デフレ完全脱却のため総合経済対策」の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待され、令和 6 年度の実質 GDP 成長率は 1.3% 程度、消費者物価は 2.5% 程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある」としています。

一方、総務省が令和 5 年 12 月に発表した「令和 6 年度地方財政対策の概要」では、「社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て施策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和 5 年度を上回る額を確保する」とし、地方税及び臨時財政対策債は前年度

比で減額を見込んでおりますが、地方譲与税・地方交付税及び地方特例交付金は増額を見込んでおります。

以上のような状況の中、邑楽町第六次総合計画の後期基本計画4年目となる令和6年度は、最終年度となる令和7年度に向けて、目指す町の将来像である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」の実現を目指し、次のような施策を重点に予算を編成いたしました。

昨年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となりました。感染症への対応は新たな局面に入り、名称を変えた「おうらスポーツフェスティバル」や様々な地域活動が再開され、邑楽町に活気とにぎわいが徐々に戻りつつあります。町民が地域と触れ合い、交流し、お互いが助け合う住みよい地域社会を実現するため、新型コロナウイルス感染症が発生する以前にも増して交流が活発になるよう、地域コミュニティ活動の推進に取り組んでまいります。

また、食料品や電気料などの値上がり等の原油価格・物価高騰は、町民の暮らしに依然として、大きな影響を与えております。令和6年度においても、町民生活の安定と経済活動の活性化を継続して支援していくために、プレミアム付き商品券、コハクペイを継続して販売していくとともに、国や県の動向を注視し、積極的な支援を行ってまいります。

継続事業になります現大黒第2町営住宅敷地内での建て替えにつきましては、「邑楽町町営住宅長寿命化計画」に基づき、昨年度実施設計を行いました。令和6年度中の完成を予定していたところですが、急激な物価高騰及び世界的な資材不足などの影響で長期化することが見込まれること、並びに国から受ける交付金を確実なものとするため、債務負担により工期を2年にまたがらせ、令和7年度の完成に向けて実施してまいります。

次に第六次総合計画後期基本計画において、最重点施策の1つ目であり、子どもを産み育てやすい環境の整備についてです。子育てするなら邑楽町と実感できるような子育て施策として、3歳から5歳までの就学前の園児に対しての給食費の無償化と町内小中学校に同時に在籍する第2子以降の学校給食費の軽減を継続して実施してまいります。子どもへの虐待対応や子育て世帯の相談、要支援児童、要保護児童等への支援等の強化を図るために「子ども家庭総合支援拠点」を中心に、「子育て世代包括支援センター」と連携しながら、妊娠期から出産後の子育て期間まで切れ目なく支援を行うことで、母子保健や子育て支援を含む包括的なサービスを提供し、子育て環境の充実に努めてまいります。現在は、子どもを育てながら働く「仕事と家庭の両立」の時代であり、多様な保育ニーズへの対応が必要となっております。保育利用の増加に対応するために、より安心で質の高い子育て環境を構築するため、保育・幼児教育施設の再編についての検討に着手いたします。

さらに、最重点施策の2つ目であり、産業振興の推進についてですが、令和4年度で事業完了となった邑楽南地区生活拠点施設整備事業につきましては、邑楽館林農業協同組合の農産物直売所を中心に、地域住民の利便性向上及び町の地域資源の発信地として活用されております。継続して適切な運用とさらなる周知を図り、移住・定住者の求める移住立地の希望に応えてまいります。ま

た、令和6年度は新たに高島地区においても生活拠点地区整備を行うための事業を立ち上げ、人口減少を食い止め、住宅や商店が建ちやすくなるような土地利用の規制緩和を進めてまいります。

続きまして重点施策の1つ目であります健康・高齢者福祉の充実についてです。健康につきましては、自らが取り組み、継続して実行することが重要です。令和5年度から実施しました、毎日の歩数や町の健康教室への参加、健診受診等の自発的な取組に対しポイントを付与する「おうらてくてくアプリ」は配信から半年で2,000名を超える登録をいただいております。今後も継続して取り組んでいただくために、様々な健康イベントや教室等を実施し、町民の健康意識の向上を促し、健康増進や、もって社会保障費関連支出の低減につなげてまいります。

また、高齢者福祉につきましては、「邑楽町高齢者保健福祉計画」に基づき、全ての町民が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしをいつまでも続けられるよう、多様な主体の参加と協力による地域包括ケアシステムに積極的に取り組んでまいります。「みんなで助け合い支え合う町おうら」を達成するため、公助でまかなえない部分を補完して互助の仕組みの柱となる邑助けネットワークの取組を継続的に支援し、安心して生活できる環境を整えてまいります。さらに、老朽化した福祉センターにつきましては、建て替えも視野に広く意見を聴きながら、既存の温泉資源を活用した多世代が集える場所への再整備を検討してまいります。

2つ目は災害に備えた危機管理体制の強化についてです。現在非常備消防として、3分団12班で構成されている邑楽消防団につきましては、詰所の老朽化による建て替えに伴い、班の再編が計画されております。令和6年度におきましては、3分団4班と3分団5班の合併に向けて、詰所の建設を行ってまいります。また、大規模な地震や風水害等の災害発生時において、新型コロナウイルス感染症対応により浮き彫りとなった避難所における感染症対策や分散避難など、新たな対応が求められております。令和6年度は防災基本計画・群馬県地域防災計画の改定等を踏まえ、「邑楽町地域防災計画」の改定を行ってまいります。町・防災関係機関・町民等が適切な役割分担の下、密接に連携し合い、様々な災害に対して強いまちづくりを目指してまいります。

3つ目は教育・文化の向上についてです。教育施設の整備はおかげさまをもちまして着実に進んでおります。令和6年度は令和5年度からの繰越事業として、中野小学校校舎のトイレ改修、邑楽中学校フェンス改修工事、新年度事業として、高島小学校・長柄小学校外壁改修工事を実施してまいります。また、今後も積極的に国の交付金を活用し学校環境の改善を進めていくために、中野小学校屋上防水改修、中野東小学校北校舎のトイレ改修の設計費用を計上いたしました。引き続き、子どもたちが安心して学べる場所の確保のため、各校舎の長寿命化を積極的に進めてまいります。教育環境につきましては、今後もICTを活用した学習活動の取組を推進してまいります。

文化面では、今年度も邑楽町中央公民館を文化芸術の拠点として「文化と教育の町おうら」を町内外に発信してまいります。利用価値を高め、町民の文化活動のさらなる充実を図り、交流人口の増加、町への移住定住につながる事業の展開を図ってまいります。また、東京オリンピック・パラ

リンピックにおける共生社会ホストタウン登録を契機とした文化やスポーツの交流も継続してまいります。特に次世代を担う子どもたちのグローバルな人材育成と、国際社会への理解及び多文化共生の実現を目指してまいります。

これらをはじめとして、全ての事務事業を実施するために調製いたしました令和6年度予算の詳細は、お手元の予算書のとおりです。予算規模は、一般会計で104億円、令和5年度に比べ9億5,000万円、10.1%の増額といたしました。

初めに、一般会計歳入予算につきまして、主要なものを令和5年度との比較で申し上げますと、町民税につきましては、国の定額減税に伴い令和6年度の町税収入見込額は38億5,837万8,000円で、前年度比8,768万円の減額といたしました。減額分につきましては、地方特例交付金において国から交付されるものです。

国による地方財源の保障制度である地方交付税は、決算額を元に推計し令和5年度と比較して7,500万円、5.7%減の12億4,500万円を見込みました。

繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金、森林環境譲与税基金からの繰入を行い、合わせて10億2,160万円の繰入を計上いたしました。令和5年度と比較して3億5,060万円の増額です。地方譲与税、法人事業税交付金、地方特例交付金、国庫支出金等が増加しておりますが、地方消費税交付金、使用料及び手数料等が減少する中で、財源確保の観点から、令和5年度に引き続き財政調整基金繰入金を計上いたしました。

町債は、令和5年度と同じく、交付税の増額による臨時財政対策債は大幅に減少しておりますが、公共施設等の長寿命化やインフラ整備などの投資を積極的に行い、令和5年度と比較して3億3,390万円、83.8%増の7億3,250万円です。

次に、一般会計歳出予算につきまして、大きく増額となっているものをご説明申し上げます。

総務費では、財産管理事業へ4,877万8,000円、企画推進事業へ7,545万1,000円を計上いたしました。

民生費では、介護給付・訓練等給付事業へ4億7,652万3,000円、障害児通所支援給付事業に1億5,061万9,000円、介護保険特別会計繰出金に3億6,572万1,000円、後期高齢者対策事業に2億7,461万1,000円を計上いたしました。

衛生費では、一般廃棄物収集運搬事業に1億115万8,000円、個別接種事業に1億1,894万8,000円、保健センター管理運営事業へ1,637万7,000円を計上いたしました。

商工費では、コハクペイ事業に3億3,398万5,000円を計上いたしました。

土木費では、町営住宅建設事業に6億8,402万3,000円、町道整備事業に2億1,031万3,000円、公園管理事業に8,829万4,000円、道路橋りょう維持事業に1,310万8,000円を計上いたしました。

教育費では、小学校改修事業に5,384万8,000円、学校給食事業に2億4,085万3,000円、小中学校補助教員等配置事業に1億75万9,000円、青少年広場等管理運営事業に1,361万3,000円を計上いた

しました。

公債費では、長期債元金に 7 億 4,479 万 4,000 円、長期債利子に 2,283 万 6,000 円を計上いたしました。

◎予算規模について

令和 6 年度の予算規模につきましてご説明申し上げます。

一般会計は、先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額が、104 億円、令和 5 年度に比べ 9 億 5,000 万円、10.1% の増額です。

特別会計につきましては、公営企業会計を除く全会計合計で 51 億 8,145 万 3,000 円、前年度比 8.0% 減といたしました。大幅な減額となった理由は、下水道事業が公営企業会計へと移行したことによるものです。それぞれの特別会計の予算総額と前年度比は、国民健康保険特別会計は 26 億 1,156 万 9,000 円で 3.6% 減、後期高齢者医療特別会計は 4 億 5,854 万 8,000 円で 15.2% 増、介護保険特別会計は 21 億 1,133 万 6,000 円で 1.4% 増、公営企業会計となります公共下水道事業会計は収益的収入は 3 億 6,933 万 7,000 円、同支出は 3 億 2,750 万 6,000 円、資本的収入は 2 億 8,780 万 4,000 円、同支出は 3 億 4,903 万 5,000 円であり令和 6 年度からの会計となるため前年度比はございません。

以上、令和 6 年度の予算の大綱につきましてご説明申し上げます。

コロナ禍で、今まで当たり前であった生活が制約される状況を経験し、今後はスピード感と柔軟性のある施策が必要です。物価高騰対策や行政事務のデジタル化などの新たな生活様式への対応が求められており、今後も町民のニーズを的確に判断し、実施していくことが大変重要になっております。国の国債依存度は限界を超えたとされている状況は変わらず、地方への財政措置がこれまでのように確保される保障はないと言わざるを得ません。今後も、より一層の効率的な行政運営と住民サービスの向上を目指し、危機管理体制の強化、健康づくり、計画的な財政運営を行ってまいります。

まちづくりは行政のトップたる町長がそのかじ取りと責任を負いますが、一人で行うものではありません。多くの町民、事業者、議会議員、職員、全ての邑楽町に係わる人々と進めていかなければなりません。新しい考え方をしっかりと取り入れ、将来に向かって夢と希望のあふれるまちづくりを町民の皆様と進めてまいります。

町民の皆様と議員各位の一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、令和 6 年度の施政方針といたします。

なお、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 各担当課長から補足説明を求めます。

横山税務課長。

○横山淳一税務課長 予算書をお願いをいたします。タブレットのページでは 14 ページになります。

町税の収入見込みにつきまして補足説明を申し上げます。1 款町税、1 項町民税、1 目個人につきましては、令和 5 年度の課税実績等を基に、デフレ脱却のための総合経済対策に盛り込まれた住民税の減税分等を考慮し、前年度比7.3%減の11億2,356万6,000円を計上いたしました。

2 目法人につきましては、昨今の景気動向等を考慮し、前年度比 3 % 増の 5 億8,320万円を計上いたしました。

中段の枠、2 項固定資産税につきましては、令和 5 年中の地価動向及び企業の設備投資などを考慮し、前年度比1.4%減の17億6,039万7,000円を計上いたしました。

次の 3 項軽自動車税につきましては、次のページまで続きます。こちらは、環境性能割及び 4 輪乗用自家用車における重課税率適用車両等を考慮し、前年度比2.5%増の9,963万2,000円を計上いたしました。

次のページ、15ページ、上から 2 つ目の枠でございます。4 項町たばこ税につきましては、近年の消費動向などから、前年度比4.1%増の 1 億8,480万1,000円を計上いたしました。

次の 5 項都市計画税につきましては、固定資産税と同様に収入見込額を推計し、1 億678万2,000円を計上いたしました。

以上、町税全体におきましては、前年度比2.2%減の38億5,837万8,000円の収入見込みとなりました。

以上でございます。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

○齊藤順一財政課長 税以外の主な歳入について補足説明申し上げます。

引き続き、15ページをお願いいたします。4 番目の表、2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税は3,500万円を計上いたしました。前年度の実績を踏まえ、前年度と同額でございます。この譲与税は、国税として徴収した税の一部を国が町に譲与するものでございます。

次の表、2 項 1 目自動車重量譲与税は 1 億1,000万円を計上いたしました。前年度の実績を踏まえ、前年度比1,000万円の増額でございます。この譲与税は、国税として徴収した税の一部を国が町に譲与するものでございます。

次のページをお願いいたします。5 番目の表、6 款 1 項 1 目法人事業税交付金は6,800万円を計上いたしました。前年度の実績を踏まえ、前年度比1,695万5,000円の増額でございます。この交付金は、県が法人事業税収入額の一部を町に交付するものでございます。

次の表、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金は 6 億2,400万円を計上いたしました。前年度の実績を踏まえ、前年度比1,100万円の減額でございます。この交付金は、県が地方消費税の一部を町に交付するものでございます。

次のページをお願いいたします。2 番目の表、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は 1 億3,977万4,000円を計上いたしました。前年度比 1 億1,777万4,000円の増額でございます。増額は、個人住民税減収

補填分で、個人住民税の定額減税による減収分が加算されております。

3番目の表、10款1項1目地方交付税は12億4,500万円を計上いたしました。前年度の実績を踏まえ、前年度比7,500万円の減額でございます。

一番下の表、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、前年度比273万5,000円増額の3,746万2,000円を計上いたしました。主な増額は、次のページをお願いいたします。次のページの3節児童福祉費負担金でございます。

21ページをお願いいたします。21ページの下の方、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、前年度比2,467万5,000円増額の5億6,947万円を計上いたしました。主な増額は、2節障害福祉費負担金等でございます。

次の2目衛生費国庫負担金は、前年度比2,439万9,000円減額の2,753万8,000円を計上いたしました。主な減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の皆減でございます。

次のページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金は前年度比2億4,014万円増額の3億5,412万1,000円を計上いたしました。増額は、3節住宅費補助金でございます。

次の2目民生費国庫補助金は、前年度比600万1,000円増額の1億2,782万9,000円を計上いたしました。主な増額は、2節児童福祉費補助金でございます。

次の3目衛生費国庫補助金は、前年度比906万7,000円減額の1,917万9,000円を計上いたしました。主な減額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の皆減でございます。

一番下の枠、5目総務費国庫補助金は、前年度比1,063万5,000円増額の5,169万8,000円を計上いたしました。主な増額は、1節総務費補助金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。下の表、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金は前年度比1,594万1,000円増額の2億2,271万8,000円を計上いたしました。主な増額は、2節障害福祉費負担金等でございます。

次の2目衛生費県負担金は、前年度比688万6,000円増額の1億4,762万9,000円を計上いたしました。主な増額は、1節保険基盤安定負担金等でございます。

次のページをお願いいたします。下の表、一番下の枠、2項県補助金、3目民生費県補助金は、前年度比934万円増額の1億8,103万3,000円を計上いたしました。主な増額は、2節福祉医療費補助金等でございます。

次のページをお願いいたします。一番下の枠、5目農林水産業費県補助金は、前年度比610万6,000円減額の3,892万2,000円を計上いたしました。主な減額は、2節農業費補助金等でございます。

次のページをお願いいたします。下の表、3項県委託金、1目総務費県委託金は、前年度比1,774万2,000円減額の4,339万2,000円を計上いたしました。主な減額は、選挙費委託金の皆減等でございます。

次のページをお願いいたします。下の表、款1項寄附金、一番下の枠の2目指定寄附金は、前年度比同額の6,000万2,000円を計上いたしました。2節ふるさと納税寄附金を前年度同額で計上しております。

次のページをお願いいたします。3番目の表、18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、5つの基金から前年度比3億5,060円増額の10億2,160万円を計上いたしました。

次の表、19款1項1目繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。30ページの下の方、20款諸収入、5項雑入、1目学校給食費納入金は、前年度比1,382万1,000円減額の6,711万1,000円を計上いたしました。主な減額は、第2子の無償化によるものでございます。

次の2目雑入は、前年度比4,893万8,000円増額の3億3,795万2,000円を計上いたしました。主な増額は、次のページの4節雑入等でございます。

34ページをお願いいたします。34ページの下の方、21款1項町債、1目土木債は、前年度比4億1,170万円増額の6億520円を計上いたしました。主な増額は、2節公共施設等適正管理推進事業債及び3節公営住宅建設事業債でございます。

次の2目臨時財政対策債は、前年度比5,000万円減額の5,000万円を計上いたしました。

次の3目農林水産業債は、前年度比1,400万円減額の2,270万円を計上いたしました。

次の6目教育債は、前年度比5,460万円の皆増でございます。

次の商工債は、前年度比5,220万円皆減で廃目、次の消防債も1,620万円皆減で廃目でございます。これら町債の合計は7億3,250万円で、前年度比3億3,390万円の増額でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 次に、歳出に移ります。36ページからお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億8,822万5,000円を計上いたしました。前年度比1,040万8,000円の増額となっております。

以上になります。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

○小沼勇人企画課長 39ページをお願いいたします。

39ページ、下の枠、2目広報広聴費についてご説明いたします。本年度予算額1億2,873万6,000円を計上させていただきました。前年度比1,264万1,000円の増額でございます。

説明欄、白丸、広報物発行事業におきましては1,046万3,000円、広報紙やくらしのカレンダーなどの広報物の発行に関する費用でございます。

ページを1枚めくっていただきまして、40ページ、説明欄下の白丸、情報関連事業では1億1,825万9,000円、行政事務支援のためのシステム使用料や情報機器等の賃借料、さらにセキュリティ対

策に関するものでございます。増額の主な理由といたしましては、住民基本台帳システムに係る全国一律の仕様に改めるためのシステム標準化委託料の増額分と、新たに導入を予定しております町公式LINEを運用していくためのアプリケーションシステム使用料を新たに計上させていただいたためでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 築比地会計課長。

○築比地 昭会計管理者兼会計課長 ページは、そのまま41ページをお願いいたします。

2段目になります。3目会計管理費についてご説明させていただきます。本年度会計事務に係る一般経費としまして、予算額202万4,000円を計上させていただきました。前年度比60万4,000円の増額でございます。支出の主なものは、群馬銀行に依頼しております派出窓口業務手数料でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

○齊藤順一財政課長 引き続き、同ページをお願いいたします。

表の一番下の枠、4目財産管理費は、前年度比4,446万5,000円増額の1億3,350万4,000円を計上いたしました。主な増額に関わる事業は財産管理事業で、明野浄化センター解体工事等でございます。

44ページをお願いいたします。表の3番目の枠、5目財政調整基金費は、前年度比156万2,000円増額の225万3,000円を計上いたしました。財政調整基金等の利子分の積立金でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

○小沼勇人企画課長 同じく44ページでございます。

下の枠、6目企画費についてご説明申し上げます。本年度予算額1億442万7,000円、前年度比1,640万6,000円の増額でございます。

説明欄下の白丸、企画推進事業といたしまして7,545万1,000円、主なものといたしまして次期総合計画になります第七次総合計画策定業務委託料と福祉センター寿荘に関する温泉探査業務委託料となっております。

1枚めくっていただき、45ページ、一丸上の白丸、地域づくり推進事業といたしまして、2つのコミュニティー助成事業としての行政区への事業補助金、下の白丸、広域公共バス整備事業といたしましては、その運行に係る経費負担金及び公共バス運行事業者への補助金などとなっております。増額の主な理由といたしましては、第七次総合計画策定業務委託料、福祉センター寿荘に関する温泉探査業務委託料、またバスの故障に伴いまして新規での車両購入を予定している公共バス車両購入費補助金を新たに計上させていただいたためでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 同ページ、7目公平委員会費では13万9,000円を計上いたしました。群馬県市町村公平委員会負担金でございます。

同じく8目自治振興費では3,363万9,000円計上いたしました。行政区区長及びその他の役員の報償、そして行政区運用に要する費用補助でございます。

46ページをお願いいたします。9目交通対策費1,235万9,000円を計上させていただきました。交通安全活動推進事業、交通安全施設整備事業となります。

47ページをお願いいたします。10目防犯費912万円を計上させていただきました。こちら、防犯対策事業、防犯灯設置事業でございます。

以上です。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 48ページをお願いいたします。

11目住民相談費144万1,000円、前年度比38万1,000円増額を計上させていただきました。増額の主な理由は、犯罪被害者等見舞金でございます。

その下、12目諸費、説明欄の上の白丸、自衛官募集事業6万6,000円計上させていただきました。

以上です。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 同ページ、12目諸費、説明欄2つ目の白丸、一般経費では、顧問弁護士謝礼等といたしまして40万1,000円を計上いたしました。

以上です。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 同じページ、48ページの下の枠を御覧ください。

こちらは、2項徴税费でございます。1目税務総務費では、本年度予算額1億3,052万7,000円、前年度比プラス628万9,000円の金額を計上させていただきました。職員人件費及び負担金などの一般経費でございます。

次のページ、49ページをお願いします。2目賦課徴収費は、次のページまで続いておりますが、こちら賦課徴収費につきましては、本年度予算額5,505万1,000円、前年度比501万3,000円増額の金額を計上させていただきました。町税の賦課及び徴収に係ります電算業務委託料などの事務経費でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 51ページをお願いいたします。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費9,839万9,000円、前年度比648万円増額を計上させていただきました。増額の主な理由は、52ページ、説明欄下から 5 番目の戸籍システム改修委託料でございます。以上です。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 53ページをお願いいたします。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費では67万1,000円を計上いたしました。

また、2 目選挙啓発費では3 万円を計上いたしました。

以上です。

○黒田重利議長 小島商工振興課長。

○小島 拓商工振興課長 54ページ上段を御覧ください。

1 枠目、2 款総務費、5 項 1 目統計調査費でございます。前年度比84万4,000円増額、206万8,000円を計上させていただきました。主な増額は、説明欄下段の白丸、農林業センサスの実施でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

○齊藤順一財政課長 引き続き同ページをお願いいたします。

下の表、6 項 1 目監査委員費につきましては、前年度比同額の45万6,000円を計上いたしました。監査委員の活動に関わる経費でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

○金子佐知枝福祉介護課長 55ページの下段をお願いいたします。

3 款民生費でございます。1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、こちらは56ページの上段まで続きますが、前年度比239万5,000円減額の6,268万7,000円を計上させていただきました。減額の要因といたしましては、主に職員人件費でございます。

そのほか、説明欄下から 2 つ目の白丸、社会福祉協議会への運営費補助事業につきましては前年度と同額、また56ページ、説明欄上から 7 つ目の白丸、地域福祉計画策定事業につきましては、5 年を 1 期とする計画が令和 8 年度に見直しとなるため、次期計画の策定費用を359万円増額計上させていただきました。

続きまして、56ページ下段、2 目老人福祉費では、前年度比1,500万5,000円増額の 4 億2,784万8,000円を計上させていただきました。主な増額の要因につきましては、説明欄一番下の白丸、ひとり暮らし老人福祉事業、57ページ、説明欄上から 6 つ目の白丸、敬老祝金支給事業において対象者が増えたこと、また一番下の白丸、介護保険特別会計繰出金を増額したためでございます。

また、58ページ、説明欄上から 3 つ目の白丸、福祉センター整備事業では、福祉センター寿荘の

老朽化に伴い、建て替えも視野に入れた整備を検討するため、新規事業といたしまして42万円増額計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 同じく58ページ、下の枠でございます。

3目福祉医療費2億1,008万1,000円、前年度比153万9,000円増額を計上させていただきました。増額の主な理由は、前年度の実績等を考慮し、予定しました19節扶助費でございます。

以上です。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

○金子佐知枝福祉介護課長 59ページ、下段になります。

4目障害福祉費でございます。こちらは、62ページの上段まで続きますが、前年度比7,335万9,000円増額の7億5,729万8,000円を計上させていただきました。主な増額の要因でございますが、説明欄上から3つ目の白丸、福祉タクシー使用料補助事業につきまして、1枚当たりのタクシー利用券の単価を400円から500円に増額したことや、高齢者の要件緩和に伴い対象者増を見込み、1,479万6,000円、次のページ、60ページ、説明欄一番上の白丸、介護給付・訓練等給付事業では実績値から4億7,652万3,000円、一番下の白丸、障害児通所支援給付事業では1億5,061万9,000円を計上させていただいたためでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 62ページをお願いいたします。

5目人権対策費576万2,000円、前年度比201万3,000円増額計上させていただきました。増額の主な理由としまして、説明欄一番下、男女共同参画推進計画策定に係る業務委託料でございます。

6目後期高齢者医療費3億7,511万7,000円、前年度比2,487万3,000円増額を計上させていただきました。増額の主な理由は、療養給付費負担金の概算請求及び保険基盤安定繰出金増によるものでございます。

以上です。

○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。

○中繁正浩子ども支援課長 63ページをお願いいたします。

下段、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。前年度比1,592万3,000円増額の7億7,073万8,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、一般経費の増額に伴うものでございます。主な事業といたしまして、右側、説明欄2つ目の白丸、児童手当支給事業は3億2,271万円を計上させていただきました。

次の64ページをお願いいたします。上から4つ目の白丸、出産祝金事業は1,180万2,000円を計上

させていただきました。

次の白丸、子どものための教育・保育給付事業は、国、県の補助事業で、町内外の私立保育園や町外の幼稚園、こども園に対する給付事業で、1億7,298万7,000円を計上させていただきました。

次の65ページをお願いいたします。上から2つ目の白丸、幼児教育・保育給食費無償化事業は、幼児教育・保育の無償化に合わせ、町独自の事業として、3歳から5歳の当町に住民登録のある園児の給食費を無償化したことによる、町内外の私立園や町外公立園の園児に係る給食費を支給するものでございまして、567万円を計上させていただきました。

次の白丸、子ども・子育て支援事業は、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するための委託料を含む7,454万1,000円を計上させていただきました。

次の66ページをお願いいたします。1つ目の白丸、子育て支援センター運営事業は、幼稚園や保育園等に通っていない零歳からの未就学児を対象にして、中野幼稚園に設置している子育て支援センターの運営経費でございまして、806万1,000円を計上させていただきました。

次の白丸、子ども家庭総合支援拠点事業は341万5,000円で、令和5年度に新たに拠点整備をしたことから、会計年度任用職員の報酬等を計上させていただきました。

次の67ページをお願いいたします。白丸、一般経費は1億473万1,000円を計上させていただきました。主に保育士等派遣業務委託料などでございます。

続きまして、同じページの下段になりますが、2目保育所費でございます。前年度比1,820万9,000円減額の2億7,266万1,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、職員人件費、南保育園管理運営事業の減額に伴うものでございます。主な事業といたしましては、次のページから72ページまでになりますが、中央保育園、南保育園の運営経費でございます。

続きまして、ページをめくって、72ページをお願いいたします。中ほどになりますが、3目児童館費でございます。前年度比925万円増額の7,727万3,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、各児童館管理運営事業の増額に伴うものでございます。主な事業といたしましては、72ページから76ページまでになりますが、南児童館、北児童館、中央児童館、東児童館の運営経費でございます。

続きまして、ページをめくって76ページをお願いいたします。4目こども園費でございます。前年度比1,920万9,000円減額の1億6,809万5,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、職員人件費の減額に伴うものでございます。主な事業は、説明欄一番下の白丸、おうらこども園管理運営事業でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 3項国民年金費、1目国民年金事務取扱費、80ページ、説明欄白印、基礎年金事務事業327万5,000円、前年度比59万8,000円増額計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

○久保田 裕健康づくり課長 同80ページ下段、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。1目全体では前年度比104万8,000円増額の4億5,438万8,000円となります。

健康づくり課所管分は、次の81ページをお願いいたします。説明欄1つ目の丸印の一般経費から、次の82ページの説明欄2つ目の丸印の救急医療対策事業までの4事業となります。1目の健康づくり課所管の中で歳出の多くを占めるのが、82ページ、説明欄最初の丸印の邑楽館林医療企業団負担金で、1億1,838万3,000円を計上いたしました。こちらは、公立館林厚生病院運営等に係る構成団体の負担金でございます。

また、前年度比で増額の大きなものにつきましては、81ページに、すみません。お戻りいただきまして、一番下の丸印の健康づくり推進事業で、健康増進計画などの健康おうら21の第3期策定に向けた町民ニーズ調査委託料により、前年度比235万円増額の268万2,000円を計上いたしました。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 82ページをお願いいたします。

説明欄3番目の白印、国民健康保険特別会計繰出金1億9,395万9,000円、前年度比1,761万8,000円円減額計上させていただきました。

次の白丸、医療費適正化対策事業154万7,000円、前年度比14万3,000円減額計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時59分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

〔午後 2時15分 再開〕

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

○久保田 裕健康づくり課長 82ページ、下段をお願いいたします。

2目予防費につきましては、前年度比1,106万7,000円減額の1億8,137万4,000円計上いたしました。この2目は、予防接種や健診事業などに関する事業が主で、84ページまでの説明欄にあります丸印の10事業となります。前年度比減は、令和6年度当初予算該当がないため事業計上はありませんが、前年度まで新型コロナワクチン接種事業があり、集団接種等の予算として前年度当初予算で3,050万円を計上しておりましたが、感染法上の5類移行や接種に関する特別措置法の終了などに

より、令和6年度から集団接種等がなくなったため、この事業の前年度の歳出予算分の減が主な要因でございます。

説明欄の中では、前年度比の増減の大きなものは、82ページ下枠の説明欄を御覧ください。最初の丸印の個別接種事業は、带状疱疹ワクチン接種費用や子宮頸がんワクチン接種の9価ワクチン接種が定期接種の承認されたことによる予防接種委託料の単価増などが主で、前年度比2,161万1,000円増額の1億1,894万8,000円を計上いたしました。

次、83ページの説明欄を御覧ください。上から4つ目の丸印、健康マイレージ事業は、前年度、健康アプリ初期導入委託が完了したことによりまして、前年度比442万4,000円減額の779万6,000円を計上いたしました。

次、84ページの説明欄を御覧ください。中ほど丸印であります訪問指導事業では、現在訪問指導車として利用している車が平成16年に購入したもので、老朽化により新たに購入し、入替えをするためのもので、前年度比284万8,000円増額の300万8,000円を計上いたしました。

続きまして、85ページをお願いいたします。3目母子衛生費では、前年度比632万1,000円減額の3,899万2,000円を計上いたしました。事業につきましては、説明欄の86ページ中ほどまでになります丸印の8事業となります。この3目では、主に妊娠期から子育て期までの支援などに要する経費を計上させていただいております。

前年度比減額の大きな事業としましては、85ページ説明欄2つ目の丸印の妊産婦健診・新生児聴覚検査事業では、妊産婦健診の本年度の受診状況などから受診件数減を見込み、前年度比273万5,000円減額の1,173万2,000円を計上、86ページをお願いいたします。説明欄中ほどの丸印の出産・子育て応援事業は、これまでの実績などから妊娠数減や出産数減を見込み、前年度比458万7,000円減額の1,236万5,000円を計上いたしました。

続きまして、同86ページの下段になります。4目保健センター費につきましては、前年度比1,060万円増額の1,637万7,000円を計上しました。保健センター管理運営事業に要する経費で、令和6年度に保健センターの和室の改装工事を行い、より健診等に利用しやすいよう、施設改装を行うための増額でございます。

以上です。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 87ページをお願いいたします。

中段の5目環境衛生費でございますが、前年度比35万9,000円減額の2,688万8,000円を計上させていただきました。主な事業は、生活環境委員活動事業、狂犬病予防関連事業、次のページとなりますが、特定外来生物等対策事業及び浄化槽整備事業でございます。

続きまして、88ページ下段の6目公害対策費でございますが、前年度比144万9,000円増額の1,124万2,000円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしまして、89ページ、説明欄

3行目の環境基本計画策定業務委託によるものでございます。令和5年度より邑楽町環境基本条例第8条に基づき策定を進め、令和6年度の完成を予定しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 89ページをお願いいたします。

7目後期高齢者健康診査等事業費2,160万9,000円、前年度比225万2,000円増額計上させていただきました。前年度実績に基づく増額でございます。

以上です。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 同じく89ページの下段をお願いいたします。

2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、前年度比2,358万8,000円減額の4億3,855万7,000円を計上させていただきました。主な事業につきましては、説明欄2つ目の丸、一般廃棄物処理事業に係る一部事務組合への負担金でございますが、前年度比1,567万7,000円の減額でございます。減額の主な理由といたしまして、太田市外三町広域清掃組合負担金の減額によるものでございます。

続きまして、90ページ下段の2目じん芥処理費でございますが、前年度比2,874万9,000円増額の1億1,168万7,000円を計上させていただきました。

次の91ページをお願いいたします。増額の主な理由といたしまして、説明欄1つ目の丸、一般廃棄物処理運搬事業委託料の増額によるものです。労務単価等の高騰に対応させていただいております。

以上でございます。

○黒田重利議長 小島商工振興課長。

○小島 拓商工振興課長 同じく91ページ下段を御覧ください。

2枠目、5款労働費、1項1目労働諸費では、前年度と同額の671万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 吉田農業振興課長。

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、92ページ上段を御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。前年度比167万9,000円減額の2,742万8,000円で計上をさせていただきました。減額の主な理由として、右側説明欄、上から2番目の丸印、一般経費の農業委員会サポートシステム公開作業業務委託料の減額などがございます。主な事業は、次の93ページの右側説明欄、上から3番目の丸印、農業委員会運営事業の委員報酬などがございます。

続きまして、その下の枠を御覧ください。2目農業総務費でございます。前年度比530万1,000円

増額の6,802万4,000円で計上をさせていただきました。増額の主な理由は、94ページの一番上の丸印、一般経費の町有自動車購入費や、次の95ページの右側説明欄、上から一番目の丸印、森林環境推進事業の増額などでございます。

続きまして、同ページ下段を御覧ください。3目農業振興費でございます。前年度比129万6,000円増額の3,249万9,000円で計上させていただきました。増額の主な理由は、次の96ページの右側説明欄最下段の丸印、農地中間管理事業推進事業の会計年度任用職員報酬などの増額でございます。

続きまして、97ページの中段を御覧ください。4目畜産振興費でございます。前年度比3万7,000円増額の43万5,000円で計上をさせていただきました。主な事業は、優良乳用牛導入事業補助金などでございます。

続きまして、その下、5目農地費でございます。前年度比570万3,000円減額の2,460万円で計上させていただきました。減額の主な理由は、予定していた区間の藤川用水整備等事業が完了したことによる負担金の減額でございます。

続きまして、98ページ下段を御覧ください。6目農業構造改善費でございます。前年度比757万8,000円増額の2,208万2,000円で計上をさせていただきました。増額の主な理由は、右側説明欄、2番目の丸印、遊水池施設管理事業の神の前・神明堀遊水池の護岸工事負担金や、次の99ページ、右側説明欄の一番上の丸印、多面的機能支払事業の事業取組団体の増加による増額などでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 同じく99ページの中段をお願いいたします。

7目農業土木費でございますが、前年度比3,572万8,000円減額の1,204万4,000円を計上させていただきました。減額の主な理由といたしまして、小規模農村整備事業の町道整備工事費の減額によるものでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 小島商工振興課長。

○小島 拓商工振興課長 同じく99ページの下段を御覧ください。

2枠目になります。7款1項商工費、1目商工総務費でございます。前年度比529万5,000円増額の4,674万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、100ページ中段を御覧ください。2目商工振興費では、前年度比5,273万円増額の3億9,388万2,000円を計上させていただきました。主な増額につきましては、説明欄の最下段の白丸、コハクペイ事業でございます。

続きまして、101ページ下段を御覧ください。3目共同福祉施設費では、前年度比5,977万円減額の188万6,000円を計上させていただきました。減額理由につきましては、共同福祉施設の改修工事

完了によるものでございます。

続きまして、102ページ中段を御覧ください。4目消費生活対策費では、前年度比150万5,000円増額の959万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、103ページを御覧ください。5目観光費では、前年度比49万4,000円増額の1,885万2,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 続きまして、次の104ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、前年度比454万7,000円増額の3,580万6,000円を計上させていただきました。主な内容は、職員人件費及び土木委員報酬でございます。

106ページをお願いいたします。中段の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費でございますが、前年度比4万8,000円減額の6万円を計上させていただきました。

次の2目道路維持費でございますが、前年度比198万1,000円増額の6,117万9,000円を計上させていただきました。主な事業は、道路の維持補修業務や街路樹の管理委託でございます。増額の主な理由といたしまして、道路管理委託料の増額によるものでございます。

107ページをお願いいたします。3目道路新設改良費でございますが、前年度比6,066万1,000円増額の2億6,749万1,000円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしまして、町道整備事業の工事費の増額によるものでございます。

次の4目用悪水路費でございますが、前年度と同額の200万円を計上させていただきました。

108ページをお願いいたします。上段の5目橋りょう費は1,310万8,000円を計上させていただきました。5年ごとに行う橋りょう点検業務と、矢場川に架かる千原田橋橋梁補修工事の負担金でございます。

その下の表、3項河川費、1目河川総務費でございますが、前年度比1万9,000円減額の102万4,000円を計上させていただきました。各種河川関連団体の会費等でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

○新島輝之都市計画課長 同じページ、下の枠をお願いします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費2,706万7,000円を計上させていただきました。前年度比698万7,000円の減額でございます。主な事業といたしますと、次のページ、上から4つ目の白丸、生活拠点事業として都市計画、地区計画の策定へ向けた調査の委託費でございます。

同じページの下の方を御覧ください。2目土地区画整理費1億8,532万6,000円を計上させていただきました。前年度比3,982万4,000円の減額でございます。減額の主な理由といたしましては、次

のページを御覧ください。右側の説明欄、上から2つ目の白丸、鶉土地区画整理事業による減額によるもので、工事費や物件移転補償費の減額になります。

次のページ、上から1つ目の枠、3目公共下水道費1億8,672万5,000円を計上させていただきました。前年度比1,131万7,000円の増額で、公共下水道事業会計の繰出金でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 同じく111ページ、中段をお願いいたします。

4目公園費でございますが、前年度比2,425万円増額の9,701万8,000円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしまして、次の112ページの説明欄の公園管理事業の施設修繕料及び公園管理委託料の増額によるものでございます。

続きまして、下段の表、5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、前年度比6億2,094万4,000円増額の7億470万円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしまして、113ページの説明欄、一番下の丸、町営住宅建設事業6億1,852万9,000円の増額によるものでございます。大黒第2町営住宅建て替えのための町営住宅新築工事工事監理業務、既存町営住宅の解体工事設計業務等を計上しております。町営住宅の新築工事工事監理業務につきましては、令和6年度及び令和7年度の2年間での事業実行を予定しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 114ページをお願いします。

9款1項消防費、1目常備消防費3億7,326万2,000円を計上させていただきました。館林地区消防組合常備消防費の負担金でございます。

その下、2目非常備消防費2,823万4,000円を計上させていただいております。邑楽消防団に要する経費の負担金でございます。

その下、3目消防施設費2,559万9,000円を計上させていただいております。消防施設維持管理等に要する経費等の負担金ということでございます。

115ページをお願いいたします。4目災害対策費です。1,296万5,000円を計上させていただきました。災害対策に係る経費でございます。地域防災計画の改定を予定しております。

以上です。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

○松崎澄子学校教育課長 116ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費127万7,000円、前年度比7万9,000円減額、教育委員会に係る経費でございます。

2目事務局費8,458万4,000円、前年度比465万7,000円減額、職員及び特別職の人件費、事務費、

学校 I C T環境に関する経費でございます。

117ページ、一番下になります。3 目学校教育指導費 1 億7,703万1,000円、前年度比2,963万6,000円増額、説明欄の白丸、一般経費は183万5,000円、就学时健康診断の医師の報償、教職員健康診断委託料などの一般経費、118ページ、白丸、学校教育指導事業1,298万4,000円は、学力向上検査業務の委託料、校務支援システム等の賃借料など、119ページ、1 つ目の白丸、英語指導助手設置事業3,007万4,000円は、小中学校に配置する英語指導助手の派遣委託料、2 つ目の白丸、教育相談事業1,228万6,000円は、小中学校に配置している相談員や教育相談室相談員の報酬、3 つ目の白丸、適応指導教室事業499万3,000円は、適応指導教室指導員の報酬が主なものでございます。

120ページ、1 つ目の丸、小中学校補助教員等配置事業 1 億75万9,000円は、小中学校において児童生徒の支援を行う補助教職員の報酬など、2 つ目の白丸、要保護・準要保護世帯等就学支援事業1,410万円は、要保護・準要保護世帯の子どもの就学に係る費用への援助、高校、大学等に入学するときの準備金と奨学金の貸付けの事業でございます。

次の 4 目教育研究所費85万6,000円、町教職員で組織する教育研究所の諸費用でございます。減額の要因は、前年度に 4 年ごとに行っている邑楽町版の社会科副読本の改訂を行ったためでございます。

121ページを御覧ください。2 項小学校費、1 目学校管理費9,352万5,000円、前年度比784万円増額、小学校の運営に係る費用です。4 つの小学校で運営事業の予算が増加となりますが、4 年に 1 度の教科書改訂に伴う教師用の指導書や指導用デジタル教科書の購入のためでございます。

説明欄の白丸、小学校運営事業244万3,000円は、児童に対する定期健診や学校管理下におけるけが等への補償に関する事業です。

2 つ目の白丸、中野小学校運営事業からは、125ページにかけまして、各小学校の学校運営に係る事業費の計上です。

125ページお願いいたします。125ページ、1 つ目の白丸、共同事務室運営事業は、小中学校に 1 人ずつ配置されている事務職員が共同で事務を行うことによって、事務の効率化や平準化、移動時の支援体制を整えております。

2 つ目の白丸、小学校施設管理事業2,862万円は、施設の修繕料など小学校 4 校分の計上でございます。

126ページ、下の 2 目教育振興費967万9,000円、前年度比109万円減額、こちらは129ページにかけまして、各小学校の教育振興事業費の計上になります。

128ページをお願いします。1 つ目の白丸、ことばの教室運営事業は、発音など言葉の発達に課題を持つ児童のための言語指導教室の運営事業です。

以下の白丸は扶助費です。各小学校の要保護・準要保護児童の援助事業及び特別支援教育就学援助事業の記載となります。

129ページ、3目学校建設費6,574万8,000円、前年度比4,848万8,000円増額、1つ目の白丸、中野小学校改修事業、屋上防水改修及び外壁塗装補修工の設計業務委託料264万円の計上は、老朽化による屋上防水の改修と外壁塗装の塗膜の浮きや剥がれの補修工事でございます。

次の白丸、長柄小学校改修事業、受変電設備改修工事286万円は、点検により老朽化の指摘を受けた部分の更新工事となります。放送室設備更新工事280万円は、放送卓の老朽化により不具合が発生しているため、更新いたします。

次の丸、中野東小学校改修事業、北校舎トイレ改修工事設計業務委託料360万円は、便器の洋式化、床のバリアフリー化、照明のLED化などを行います。

次の白丸、小学校改修事業、令和5年度に設計を行いました長柄小学校・高島小学校の外壁舗装補修工事5,200万円と、その工事の監理業務委託料184万8,000円の計上です。2つの小学校とも外壁塗装の浮きや剥がれが多く発生しておりますので、補修いたします。

次の枠、3項中学校費、1目学校管理費4,380万1,000円、前年度比424万3,000円減額、小学校同様に132ページにかけまして、中学校2校分の計上でございます。

132ページ、下の部分をお願いします。2目教育振興費1,028万5,000円、前年度比25万円増額、こちら134ページにかけまして、小学校費と同様の記載となります。

134ページ、上の枠、3目学校建設費791万円、前年度比151万円増額、1つ目の丸、邑楽中学校改修事業、受変電設備改修工事85万円は、不具合のある備品の更新、剣道場床等補修工事286万円は、剣道場床のささくれや割れなどの補修となります。

2つ目の丸、邑楽南中学校改修事業、自動火災報知設備更新工事420万円は、老朽化による更新工事でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。

○中繁正浩子ども支援課長 引き続きまして、134ページを御覧ください。

下段、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます。前年度比1,654万3,000円増額の1億1,856万3,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、職員人件費、各幼稚園管理運営事業の増額に伴うものでございます。主な事業といたしましては、134ページから138ページまでになりますが、中野幼稚園、長柄幼稚園の運営経費等でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 田中生涯学習課長。

○田中敏明生涯学習課長 138ページの一番下の枠を御覧ください。

10款教育費、5項社会教育費でございます。1目社会教育総務費につきましては、前年度比492万1,000円減額の3,757万8,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、職員人件費の減によるものでございます。

139ページの説明欄を御覧ください。中ほどの丸、社会教育事業は、主に社会教育委員の活動に係る経費48万7,000円でございます。

次に、140ページ、2番目の丸、人権教育事業は人権教育の推進に係る費用として28万2,000円を計上してございます。

同じページの下から2番目の丸、岡部蒼風顕彰事業は30万6,000円を計上させていただきました。

次に、141ページを御覧ください。上から2番目の枠、2目青少年育成費につきましては、前年度比45万2,000円減額の222万円を計上させていただきました。

同じページの一番下、3目文化財保護費につきましては、前年度比114万8,000円の減額となる125万6,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、工事費の減少によるものでございます。こちら、142ページまで続いております。

142ページ、4目中央公民館費につきましては、1億1,070万1,000円を計上させていただきました。前年度比198万4,000円の増額となっております。増額の主な理由は、会計年度任用職員に係る報酬や手当の増によるものでございます。

また、そこから147ページにかけまして掲載されておりますとおり、公民館の管理運営、青少年教育事業、成人教育事業、各種の文化事業等を行うものでございます。

147ページ、5目長柄公民館費につきましては2,151万5,000円増額の3,667万2,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、職員人件費及びトイレ洋式化工事によるものでございます。

また、149ページにかけて記載のとおり、公民館の管理運営、少年教育事業、成人教育事業などを行うものでございます。

同じく149ページでございます。6目高島公民館費につきましては、前年度比324万5,000円増額の2,635万9,000円を計上いたしました。こちらは、151ページまで続きます。増額の主な理由は、工芸室の空調更新工事、体育センター防護ネット設置工事などによるものでございます。

また、151ページにかけて記載のとおり、公民館の管理運営、青少年教育事業や成人教育事業などを行うものでございます。

続きまして、7目図書館費でございます。前年度比777万円増額の9,973万円を計上させていただきました。照明器具の更新や高圧ケーブル交換工事などに取り組みます。

また、154ページにかけて記載のとおり、引き続き図書館の管理運営や図書館活動推進事業を推進するとともに、資料整理事業では蔵書等の充実に努めてまいります。

154ページ中ほど、6項保健体育費でございます。1目保健体育総務費につきましては、前年度比210万8,000円増額の898万1,000円を計上いたしました。

155ページ、説明欄1つ目の丸、スポーツフェスティバル事業では、実行委員会に対する補助金として460万円を計上いたしました。

2目体育施設費ですが、前年度比590万5,000円増額の1,505万5,000円を計上いたしました。松本

公園防球ネット改修工事で1,237万5,000円を計上しております。

3目町民体育館費につきましては、前年度比257万6,000円増額の3,475万4,000円を計上させていただきました。こちらは、157ページまで続いております。増額の主な理由は、人件費によるものでございます。

157ページ、4目武道館費につきましては、前年度比8万6,000円減額の69万円を計上させていただきました。こちらは158ページまで続いております。

5目スポーツ・レクリエーション広場費につきましては、前年度比8万1,000円増額の232万7,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

○松崎澄子学校教育課長 続きになります。

6目給食センター費2億6,178万4,000円、前年度比2,214万円増額、増額の主な理由は人件費です。そのほか賄い材料費関連、空調設備更新工事によるものでございます。

159ページになります。白丸、学校給食センター管理運営事業604万円は、施設関係の保守点検委託料等でございます。

160ページ、白丸、学校給食事業2億4,085万3,000円は、会計年度任用職員の報酬、光熱水費、賄い材料費、給食搬送業務委託料などでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

○齊藤順一財政課長 162ページをお願いいたします。

162ページ、上の表、12款1項公債費、1目元金は、前年度比109万4,000円減額の7億4,479万4,000円を計上いたしました。

次の2目利子は、前年度比95万4,000円増額の2,283万6,000円を計上いたしました。

一番下の表、14款1項1目予備費では、前年度と同額の5,000万円を計上いたしました。

一般会計の補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

○山口哲也住民保険課長 令和6年度国民健康保険特別会計予算補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いいたします。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ26億1,156万9,000円を計上させていただきました。前年度比9,886万1,000円減額でございます。内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。1款1項国民健康保険税につきましては、1目、2目合わせて、10ページ上段の5億3,179万7,000円計上させていただきました。前年度比3,890万7,000円減額を見込むものでございます。各課税分については説明欄のとおりです。

2 款、3 款は存目等となりますが、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、4 目 1 節社会保障・税番号システム整備費等補助金435万6,000円を計上しました。

5 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金は、町が必要とする医療費、給付費を県が推計し、県から交付されるものでございます。県の暫定見込額により18億3,143万2,000円計上をさせていただきました。

11ページ、2 目健康増進事業補助金1,000円計上させていただきました。前年度比、1 目、2 目合わせて4,661万6,000円減額を見込むものでございます。

次の2 項財政安定化基金支出金は、災害等などの特別な事情の場合に支出される交付金でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を2,000円見込んでおります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億9,395万9,000円計上させていただきました。前年度比1,761万9,000円減額でございます。

12ページ、2 項 1 目基金繰入金は、本年度も5,000万円計上させていただきました。

8 款 1 項繰越金は、前年度と同額の2,000円を計上させていただきました。

13ページ、14ページ、9 款諸収入、10款町債、これにつきましては存目等になりますので、説明は省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。これからは歳出となります。1 款総務費、1 項総務管理費、16ページ一番上、4,046万9,000円計上させていただきました。前年度比30万5,000円減額です。

その下、2 項徴税費353万9,000円を計上させていただきました。前年度比 9 万2,000円増額でございます。

3 項運営協議会費は、前年度と同額の24万1,000円計上させていただきました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費から19ページの6 項傷病手当金諸費まで、合計で17億6,119万4,000円計上させていただきました。前年度比5,378万5,000円減額を見込んでおります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、保険給付費に充てるための事業費を県に納めるための予算でございます。

1 項医療給付費分は、医療費に関する費用を納付するもので、5 億258万4,000円計上させていただきました。

2 項後期高齢者支援金等分 1 億9,314万4,000円計上させていただきました。

20ページ、3 項介護納付金分5,981万9,000円計上させていただきました。

4 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金は、存目とするものでございます。

5 款 1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費1,604万6,000円計上させていただきました。前年度比13万3,000円減額、説明欄、白印、医療費適正化対策事業、人間ドック補助金でございます。

21ページ、2項1目特定健康診査等事業費2,556万2,000円計上させていただきました。前年度比18万6,000円減額でございます。

6款基金積立金、22ページ、7款公債費は存目等になります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、めくって23ページの486万2,000円計上させていただきました。

その下、2項延滞金、3項繰出金、こちらにつきましては前年度と同額計上させていただいております。

9款予備費400万円計上させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算補足説明をさせていただきます。

予算書の2ページをお願いいたします。第1条、予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,854万8,000円を計上させていただきました。前年度比6,060万5,000円の増額でございます。内容については、事項別明細書で説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。初めに、歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料の1目は、後期高齢者医療に係る保険料のうち年金等から引かれる特別徴収保険料です。

2目は、納入通知書または口座振替による普通徴収分で、1目、2目合わせて3億5,780万7,000円を見込むものでございます。前年度比4,841万1,000円増額でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目、2目合わせて1億50万5,000円予定をさせていただきました。前年度比1,219万4,000円増額でございます。

1目は、後期高齢者医療制度の運営に必要な事務経費及び広域連合負担金であり、2目の保険基盤安定繰入金は保険料軽減分を補うため、必要となる町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

3款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金、9ページ、3項預金利子、4項雑入ですが、実績も考慮し、前年度と同額の計上をさせていただきました。

4款繰越金は、前年度と同額計上となっております。

10ページをお願いいたします。ここからは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費43万8,000円計上させていただきました。3万9,000円増額でございます。

2項徴収費は、後期高齢者に係る保険料に係る事務経費で、140万9,000円計上させていただきました。前年度比35万3,000円増額です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、群馬県後期高齢者医療広域連合の運営経費及び町が徴収した保険料の徴収金と保険料軽減分の繰入金を合わせた4億5,546万9,000円計上させていただきました。前年度比6,021万3,000円増額でございます。群馬県後期高齢者医療広域連合に納付するためのものです。

3 款諸支出金は存目となります。

11ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額、100万円計上させていただきました。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終了いたします。

以上でございます。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

○金子佐知枝福祉介護課長 続きまして、令和 6 年度呂宋町介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の 2 ページをお開きください。第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,133万6,000円といたしました。前年度比2,828万9,000円の増額でございます。内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

9 ページをお開きください。初めに、歳入でございます。上段、1 款 1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、65歳以上の方が負担する介護保険料ですが、特別徴収分、普通徴収分等を合わせて、前年度比171万3,000円増額の 5 億4,725万8,000円を計上させていただきました。

中段、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、介護保険法で定められた介護給付費に対する国の負担金でございますが、前年度比254万8,000円増額の 3 億4,379万7,000円を計上させていただきました。

下段、2 款 2 項国庫補助金につきましては、国の負担割合で交付される 1 目調整交付金、2 目地域支援事業交付金の総合事業分と、10ページ上段、3 目総合事業以外分、4 目保険者機能強化推進交付金、5 目介護保険保険者努力支援交付金を合計いたしまして、前年度比184万7,000円増額の 3,236万5,000円を計上させていただきました。

中段、3 款 1 項支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第 2 号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめ、保険者である市町村に介護給付費分、地域支援事業分として交付するものでございますが、1 目介護給付費負担金と 2 目地域支援事業支援交付金を合計いたしまして、前年度比452万5,000円増額の 5 億3,305万5,000円を計上いたしました。

下段、4 款県支出金、1 項県負担金につきましては、前年度比193万4,000円増額の 2 億7,087万 1,000円を計上させていただきました。介護保険法で定められた介護給付費に対する県の負担金でございます。

11ページをお願いいたします。一番上の枠、4 款 2 項財政安定化基金支出金は存目でございます。

上から 2 つ目の枠、4 款 3 項県補助金では、1 目、2 目合わせまして、前年度比99万7,000円増額の1,825万5,000円を計上させていただきました。地域支援事業に対する県補助金でございます。

上から 3 つ目の枠、5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では、介護保険基金

利子収入として5,000円を計上させていただきました。

一番下の枠、6款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、介護保険法で定められた介護給付費、地域支援事業に係る町負担分、低所得者保険料軽減繰入金、その他一般会計繰入金を合計いたしまして、12ページの上段になりますが、前年度比1,472万4,000円増額の3億6,572万1,000円を計上させていただきました。

上から2つ目の枠、6款2項基金繰入金、その下の枠、7款1項繰越金、一番下の枠、8款諸収入、1項延滞金及び過料、13ページ、3項雑入につきましては存目でございます。

続きまして、歳出でございます。14ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費では、職員人件費、一般経費、介護認定事業に係る経費7,333万3,000円を、15ページ下段、2項徴収費では、賦課徴収費を242万8,000円、16ページ最初の枠、3款介護認定審査会費では、館林市と邑楽郡内5町で共同設置しております審査会への負担金を518万9,000円、その下の枠、4項趣旨普及費70万8,000円、その下の枠、5項運営協議会費23万3,000円、1款の合計で1,154万6,000円増額の8,189万1,000円を計上させていただきました。増額の主な理由でございますが、一般管理費の職員人件費でございます。

16ページ一番下の枠、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けた方が介護サービスを利用したときの給付費として10目ありますが、18ページ上段に前年度比1,620万円増額の17億4,870万4,000円を計上させていただいております。

下段、2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定を受けた方のサービス給付費として8目ありますが、19ページ上段に前年度比24万円の増額の5,263万6,000円を計上させていただきました。

中段、3項その他諸費につきましては、審査支払手数料として前年度35万1,000円増額の191万1,000円を計上しております。

下段、4項高額介護サービス等費につきましては、20ページになりますが、前年度と同額の3,792万円計上させていただきました。

その下の枠、5項高額医療合算介護サービス等費につきましても、前年度と同額の800万1,000円を計上させていただきました。

その下の枠、6項市町村特別給付費につきましても、紙おむつ支給事業費と出張理・美容サービス事業費として、前年度と同額の310万円を計上させていただきました。

一番下の枠、7項特定入所者介護サービス等費につきましては、4目ありますが、21ページ上段に、実績から前年度比300万円減額し、4,212万2,000円を計上させていただきました。

中段の3款は、存目でございます。

一番下の枠、4款積立金、1項基金積立金では、積立金と利子分を前年度と同額の6,000円計上させていただきました。

22ページをお願いいたします。上段、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業につきましては、3目ありますが、合計で前年度比146万3,000円増額の7,795万1,000円を計上させていただきました。

2項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の高齢者全般に向けて介護予防に取り組むきっかけを提供するものでございますが、23ページになりますが、前年度比148万8,000円増額の475万円を計上させていただきました。

下段、3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、26ページまでになりますが、初めに1目包括的支援事業でございますが、前年度比277万7,000円増額の4,133万9,000円を計上させていただきました。説明欄下の白丸、地域包括支援センターの運営に係る経費2,440万円、24ページ最初の白丸、在宅医療・介護連携推進事業230万8,000円、次の白丸、生活支援体制整備事業376万5,000円が主なものでございます。

25ページ、2目任意事業費でございますが、前年度比47万円増額の485万5,000円を計上させていただきました。

説明欄、下から2番目の白丸、見守り配食事業費290万3,000円が主なものでございます。

26ページ、上から2段目の枠、4項その他諸費につきましては、前年度比1万9,000円増額の28万8,000円を計上させていただきました。審査支払手数料でございます。

その下の枠、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、前年度と同額の60万3,000円を計上させていただきました。

その下の枠、2項繰出金につきましては存目でございます。

その下の枠から27ページ、7款予備費につきましては、不測の事態に迅速に対応するための費用として、前年度比326万5,000円減額の525万7,000円を予定させていただいております。

以上でございます。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

○新島輝之都市計画課長 続きまして、令和6年度邑楽町公共下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

従来下水道事業は、特別会計で運営してまいりましたが、独立採算による業務運用を目指すことから、国の指針により地方公営企業法第2条に基づき公共下水道事業を条例化し、新年度より公営企業会計をスタートさせます。予算書等の様式が多少異なり、見慣れない中での説明になってしまいますが、よろしくお願いいたします。

まず、2ページをお願いします。第2条を御覧ください。業務の予定量として、(1)、整備区域面積226.2ヘクタール、こちらは公共下水道区域面積全体242ヘクタールのうちの約93%になります。

(2)、年間整備面積1.5ヘクタール、(3)、主な建設改良事業として管渠整備事業2億1,981万3,000円、東毛流域下水道建設事業147万8,000円を計上させていただきました。

次に、第3条、収益的収支における収入予定総額は、事業収益3億6,933万7,000円、支出予定総額は事業費用3億2,750万6,000円となり、収支差引きでは4,183万1,000円の利益を見込むものでございます。

収益の主なものは使用料であり、費用の主なものについては流域下水道維持管理費用の負担金及び減価償却費でございます。

次のページ、第4条、資本的収支における収入予定総額は、資本的収入2億8,780万4,000円、支出予定総額は資本的支出3億4,903万5,000円となり、資本的収支における不足額につきましては当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

資本的収支の主なものは、交付金及び企業債であり、資本的支出の主なものは建設工事費、企業債償還金でございます。

次に、6ページ、公共下水道事業予算実施計画書を御覧ください。主なものについてご説明申し上げます。収益的収入及び支出の上の表、収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料1億2,615万円、こちらは約2,900世帯分の下水の使用料となります。

2目他会計負担金450万円、令和6年度実施の雨水計画に関わる委託の国庫補助事業の裏負担の繰入金として負担されています。

2項営業外収益、2目他会計負担金1億26万7,000円、一般会計からの繰入金でございます。

3目補助金350万円、先ほど説明した国庫補助対象である雨水計画の委託費の交付金額になります。

4目長期前受金戻入1億2,793万9,000円、下水道管渠等の資産取得に伴い交付された補助金等の減価償却の見合い分を収益化するものでございます。

次に、下の表、支出、2款下水道費用、1項営業費用、1目管渠費716万2,000円、管渠等の維持管理に要する費用になります。

2目処理場費523万3,000円、新中野ピークカット施設の維持管理に要する費用でございます。

3目流域下水道維持管理費負担金1億195万9,000円、西呂楽処理区処理場の維持管理に要する負担金でございます。

5目業務費451万2,000円、下水道料金の徴収を群馬東部水道企業団に委託する費用でございます。

6目総係費2,989万1,000円、人件費などの事業活動全般に要する費用でございます。

7目減価償却費1億5,491万8,000円、下水道管渠等の固定資産の償却に要する費用でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,929万3,000円、企業債利息でございます。

3項特別損失、2目その他特別損失439万7,000円、令和5年度中の職員の賞与引当金などの地方公営企業法適用に伴う各種引当金に要する費用でございます。

次のページ、資本的収入及び支出、上の収入の表を御覧ください。3款資本的収入、1項企業債、

1 目企業債 1 億2,190万円、建設改廃事業に要する借入金でございます。

2 項分担金及び負担金、1 目分担金及び負担金345万円、個人宅内に設置する公共ますの受益者負担金でございます。

3 項他会計補助金、1 目他会計補助金8,195万4,000円、一般会計からの繰入金でございます。

4 項補助金、1 目国庫補助金8,050万円、社会資本整備総合交付金等でございます。

次に、下の支出の表を御覧ください。4 款資本的支出、1 項建設改廃費、1 目管渠建設事業費 2 億1,981万3,000円、管渠整備・改築及び舗装復旧工事・公共ます設置工事等の費用でございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億2,724万4,000円、企業債元金の償還金でございます。

以上、令和 6 年度公共下水事業会計予算の補足説明になります。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 これをもちまして、令和 6 年度予算に関する提案説明並びに補足説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております令和 6 年度各会計予算につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うようにします。

以上で本日の日程は終了しました。

明日 6 日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 本日はこれにて散会いたします。

〔午後 3 時 2 2 分 散会〕